

附属機関等の会議の公開に関する指針

1 対象

この指針の対象は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関、及び県の事務事業を遂行するため、法律又は条例の規定によらず、要綱等に基づき設置され、県職員以外の者が全部又は一部となっている懇談会等（以下「懇談会等」という。）とする。

2 会議の公開の基準

附属機関及び懇談会等（以下「附属機関等」という。）の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、全部又は一部の会議を公開しないことができる。

ア 法律又はこれに基づく政令（以下「法令」という。）若しくは条例の規定により当該会議が非公開とされている場合

イ 当該会議において、福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号）第7条各号に定める不開示事由に該当する情報に関し審議等を行う場合

ウ 当該会議を公開することにより、公正又は円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合

3 非公開とする場合の手続

(1) 附属機関等は、当該会議が上記2ただし書きに定める基準に該当する場合は、当該会議を非公開または一部公開とすることができるものとする。

(2) 附属機関等は、全部又は一部の会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにするものとする。

(3) 公開している会議中において、会議を非公開とすべきであると認められるに至ったときは、附属機関等は会議を非公開とすることができるものとする。

4 公開の方法

(1) 附属機関等は、会議を公開するにあたっては、県民が傍聴できるよう配慮するものとする。

(2) 附属機関等は、会議を公正かつ円滑に運営するため、傍聴に係る遵守事項を定め、会場の秩序維持に努めるものとする。

5 会議開催の周知

附属機関等の事務を担当する課（室）等（以下「担当課等」という。）は、附属機関等の会議を公開して開催するに当たっては、当該会議開催日の属する週の2週前の金曜日までに、次の事項を記載した案内を報道機関に資料提供するとともに、県政情報センター及び福島県ホームページにその旨を掲示するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

ア 開催日時

イ 場所

ウ 議題

エ 傍聴手続

オ 問い合わせ先

カ その他

6 その他

(1) この指針に定めるもののほか、この指針の実施に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

(2) この指針は、平成12年10月1日以降に開催される附属機関等の会議から適用するものとする。

（改正附則は、略）